

平成31年1月10日

お客様各位

長岡信用金庫

「後見支援預金」取扱開始のお知らせ

長岡信用金庫は、平成31年1月4日（金）より「後見支援預金」の取扱いを開始いたしました。「後見支援預金」は、成年後見制度を利用される方の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき、管理するための口座です。「後見支援預金」の概要は下記のとおりです。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1. 名称    | 後見支援預金   |
| 2. 取扱開始日 | 平成31年1月4日（金）   |
| 3. 利用対象者 | 家庭裁判所が後見支援預金新規契約に係る「指示書」を交付した者   |
| 4. 主な特徴  | <ul style="list-style-type: none"><li>・家庭裁判所の「指示書」に基づき取引を行います。</li><li>・普通預金での取扱いとなります。（キャッシュカードの発行はできません）</li><li>・最低預入金額の制限はありません。</li><li>・通帳によるATMでのご利用はできません。</li><li>・当該預金口座の取引店以外での取扱いはできません。</li></ul> |

※詳しくは、店頭備付けの「後見支援預金 商品概要説明書」をご覧ください。

以上

# 後見支援預金手続きの流れ

長岡信用金庫

後見開始又は未成年後見人選任の申立て

申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参してお客様がご利用になる信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。